

令和元年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和元年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 令和元年5月27日(月)

午後2時00分開会

午後2時30分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 支 援 課 長	木内 克英
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
総 務 課 長	南 久志	文 化 財 課 長	滝田 希成
企 画 課 長	山崎 二郎	学 校 施 設 課 課 長 補 佐	荒井 健二
教 育 職 員 課 長	柳橋 伸彦	保 健 体 育 課 課 長 補 佐	太刀川 裕
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	大須賀隆之
学 事 課 長	山下 敦史	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 直子

書 記

総務課総務班主査	金井 昌樹	総務課主任主事	大竹 俊哉
総務課主任主事	松元 秀之		

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
令和元年5月27日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
報告第7号及び第8号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和元年第1回千葉県議会臨時会について
南総務課長より報告があった。
報告事項(2) 令和元年5月1日現在の児童生徒数について
山下学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第24号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
議案第25号 令和2年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
鶴岡教育指導課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 臨時代理報告
報告第7号 職員の処分について
柳橋教育職員課長より報告があった。
報告第8号 職員の人事について
柳橋教育職員課長より報告があった。
 - (4) 発言の要旨
報告事項(1) 令和元年第1回千葉県議会臨時会について
磯野教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いいたします。
報告事項(1) 令和元年第1回千葉県議会臨時会について、総務課長、説明をお願いします。

南総務課長 令和元年第1回千葉県議会臨時会について報告いたします。
お手元の資料1ページをお開きください。

第1回臨時会は5月15日及び5月16日の2日間の会期で、
正・副議長の選挙等のほか、市長の専決によって処理を行った案
件について承認を求める議案が提出されました。

教育委員会に係る議案等の審議状況につきましては、教育委
員会会議第4回定例会でご審議いただきました学校施設の環境
整備に係る平成31年度一般会計補正予算第1号について報告
をし、16日の本会議において承認されました。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
よろしいですか。

報告事項(2) 令和元年5月1日現在の児童生徒数について

磯野教育長 では、次に報告事項(2) 令和元年5月1日現在の児童生徒数
について、学事課長、説明をお願いします。

山下学事課長 報告事項(2) 令和元年5月1日現在の児童生徒数について、
資料の3ページをお願いいたします。

千葉県立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行
っております学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒
数を各小中学校から報告を受けて集計しています。令和元年度の
調査では、5月1日現在の児童生徒数は、小学校男子で2万4,
291人、女子で2万3,143人、合計4万7,434人であ
り、中学校では男子1万1,876人、女子1万1,214人の
計2万3,090人でした。

調査結果については、集計後に千葉県ホームページにて公表
しており、今年度も5月末までに公表する予定でございます。

参考といたしまして、直近5年間の千葉県立小中学校児童生
徒数の推移と特別支援学級児童生徒数の推移をお示ししてござ
います。

以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
よろしいですか。

磯野教育長 では、次に議決事項に係る審議に移ります。

なお、藤川委員については、第24号及び第25号の議案に関す

る教科用図書の策定に関係しているとのことですので、議案第24号及び第25号については、控え室にて待機願います。

(藤川委員、退出)

議案第24号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第25号 令和2年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 議案第24号及び第25号につきましては、関連があるため一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。

議案第24号「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、議案第25号「令和2年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第24号及び第25号、教科用図書採択関連の2議案について、一括してご説明いたします。

今回ご審議いただく2議案は、令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針及び令和2年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により議決を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。

まず、議案第24号「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」ご説明いたします。

1の採択の対象となる教科用図書ですが、令和2年度に使用する(1)の小学校用教科用図書と(2)の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書であります。

小学校用教科用図書は前回、平成26年度に採択が行われました。今回、採択をお願いする小学校用教科用図書は、小学校用教科書目録に登載されている教科用図書でございます。本年度採択される教科書は、令和2年度に使用されることとなります。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものでございます。特別支援学校・特別支援学級におきましても、検定済教科用図書又は文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。

このことを定めているのが学校教育法附則第9条でございます。

次に、2の採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、「使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならない」と示されておりますので、この期日となっております。

3の採択方法は、次の手順を経て行われます。まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査委員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、7月下旬にそれぞれ令和2年度使用教科用図書として、教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長及び教員のうちから教育委員会が委嘱いたします。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、小学校教科用図書の調査・研究は4教科及び外国語、道徳については5名、その他の教科及び特別支援教育関係図書の調査研究は3名で進めてまいります。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項でございますが、令和2年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点をもとに、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなっております。

最後に、これらの採択に関わる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

7ページをご覧ください。次に、議案第25号「令和2年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」ご説明いたします。議案第24号の義務教育諸学校と異なる部分を中心に説明いたします。

高等学校の教科用図書につきましては、本市では市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、「教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする」とされております。

3の採択方法についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編集趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして十分に教科用図書の調査・研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにいたします。これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和2年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項についてですが、令和2年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案して採択を行うこととなります。

以上でございます。

ここで、本年の教科用図書展示会についてお知らせいたします。本年も例年同様に、次年度使用教科用図書の見本を千葉市文化センターにおいて6月14日（金）より6月28日（金）まで開催する予定でございます。開催期間中にご来場していただけたら幸いです。なお、詳細につきましては追って事務局からご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等、何かございますか。

和田委員 概ね従来と同様の方針であると解釈しておりますが、それでよろしいでしょうか。私たちも気を引き締めて、じっくりと臨みたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今、お話にありました教科書展示会なのですけれども、地域住民の皆様、保護者の皆様、市民の皆様に広く新しい教科書を見ていただく、とてもよい機会だと思うのですが、従来どおりかもしれませんが、周知の方法としましてはどのような方法をお考えでしょうか。

鶴岡教育指導課長 市政だよりとホームページも含めて周知させていただきます。

和田委員 分かりました、よろしく願いします。もし、出来れば学校を通じて、何か機会があれば保護者の皆様にもお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご質問ないようですので、議決に移ります。

議案第24号「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いか

がでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第25号「令和2年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、藤川委員に再度ご入場いただきます。

(藤川委員、入室)

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等が何かございますか。よろしいですか。

では、次に報告第7号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方の退出をお願いいたします。また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も退出をお願いいたします。

(傍聴人及び指定職員以外の職員、退出)

報告第7号 職員の処分について

教育長 では、改めて審議を再開します。

報告第7号「職員の処分について」、教育職員課長、説明をお願いいたします。

教育職員課長 報告第7号「職員の処分について」報告いたします。

本来、職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではありますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

被処分者は3人でございます。処分年月日はともに平成31年4月25日でございます。

まず、1人目についてです。被処分者は千葉市立小学校主任主事で、昨年度まで千葉市立中学校に主任主事として勤務しておりました。処分内容は懲戒免職です。

処分理由としまして、被処分者は●●中学校において平成30年9月から平成31年3月にかけて、生活費、遊興費等に充てるた

め、保護者からの学校徴収金など466万9,750円を着服したためであります。このような行為は学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるものであり、教育公務員として誠にふさわしくない行為であったためでございます。

よって、地方公務員法第33条に違反し、地方公務員法第29条第1項第1号から第3号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、処分するものでございます。

2人目に移ります。被処分者は千葉市立中学校校長です。処分内容は減給10分の1、3月でございます。

処分理由としましては、主任主事への校長としての指導監督を欠き、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけ、教育公務員として誠にふさわしくない行為であったためでございます。

このことから、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号から第3号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、処分するものでございます。

3人目についてです。被処分者は千葉市立中学校教頭で、昨年度まで●●中学校に教頭として勤務しておりました。処分内容は減給10分の1、1月でございます。処分理由としましては、校長と同様でございます。

教育委員会では今回の事案を重く受けとめ、再発防止策として、「1 新たに学校徴収金の取り扱いについて抜き打ちで調査するなど、監査体制を強化すること」、「2 学校徴収金マニュアルの運用に当たり、特に重要なチェックポイントを追記し、管理職研修会等で周知徹底を図ること」、「3 市教育委員会に提出する学校徴収金事務検査報告書に通帳の写しを添付するなど、適正処理の確認を徹底すること」、「4 不祥事防止のための校内事例集を作成し、校内研修の実施などのことを行い」、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

教 育 長 委員 員 では、審議に移りますが、質問等含め何かございますか。
ご説明ありがとうございます。

教頭先生の処分理由についてですが、長期的に通帳記載の確認等をするのを怠ったとのことですが、これが行われていれば、本件についてはもっと早く事態が発覚したものと考えてよろしいのでしょうか。

教育職員課長 全ての通帳の確認を怠るか、事務職員が作成した書類をそのまま鵜呑みにしてしまったのではないかということで、その出入をしっかりと確認することによって、防げたのではないかと思われま

委員 それはもともと、そうした入出金の確認を行うことは、教頭先生に明示的に義務として課せられているのでしょうか。それとも一般的な管理義務として期待されているところなのでしょうか。

学事課長 そこは管理職が必ず確認することになっております。また、複数名で確実に確認するということが明記されています。

委員 管理職というのは、校長先生と教頭先生もということでしょうか。

学事課長 最終的に校長で決裁しておりますけれども、その過程で教頭が確認するということになっております。

委員 そうしますと、本件については校長先生におかれても、教頭先生が通帳を確認していないということについては事情をご承知であって、本来確認すべき義務がうまく履行されていないことについて、認識があったということなんでしょうか。

学事課長 ご指摘のとおりでございます。本人も認めております。

委員 2点お伺いしたいのですが、1点目は、結構金額が多額なんですけれども、子どもたちの教育活動には影響は今のところ出ていないということでしょうか。

教育職員課長 主に修学旅行費ということで、今月既に実施し、影響は出ておりません。

委員 2点目ですが、今教えていただきました新しい改善点4つですけれども、これは今まではやっていなかったことなんでしょうか、それとも今までやっていたことも含まれているのでしょうか。

学事課長 通帳の写しの添付については行っておりませんでした。また、チェックポイントの追記については細かいチェック表を全て網羅すれば、確実にこういうことが起きることはないのですが、この部分について見直しをしまして、少し強調する部分、付け足す部分を改善いたします。

委員 今まで抜き打ち検査はされていたのでしょうか。

学事課長 これまでは行っておらず、今回初めて行う予定です。

教育長 今回の事件に関しましては、教育委員会を代表しまして保護者、市民の皆様の信頼を損ねたことに対しまして、深くおわび申

上げます。そして、今後、提案のあったように教育委員会としましても、再発防止に向けて一層取り組んで参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、次に報告事項第8号に係る審議に移ります。

以降の審議につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は退出をお願いいたします。

(指定職員以外の職員、退出)

報告第8号 職員の人事について

教 育 長 では、改めて審議を再開します。

報告第8号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

教育職員課長 報告第8号「職員の人事について」報告いたします。

職員の人事につきましては報告第7号と同様、千葉市教育委員会組織規則第9条第1号の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、報告させていただきます。

千葉市立稲浜中学校教頭 山倉順一郎から休職願が提出されましたので、5月1日付けで教育センター学校支援室指導主事 藤本朱子を教頭として発令いたしました。

以上でございます。

教 育 長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

8 その他

(1) 第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言